

令和4年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

I. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項による。）

II. 監査の対象部局 【市民文化部】

監査対象の市民文化部の内部組織及び分掌事務は、次のとおりである。
（機構図による）

| 課名 | グループ、所管施設及び所管委員会 |
|----------|--|
| 地域政策課 | なし |
| 産業振興課 | 消費生活センター |
| 市民課 | 戸籍住民グループ 窓口グループ 国民年金グループ 南部市民センター |
| 人権市民相談課 | 女性サポートステーション |
| 生涯学習課 | 社会教育・文化振興グループ スポーツ振興グループ 歴史資料館 旧第六中学校運動広場 |
| 図書館 | 図書館門真市民プラザ分館 |
| 農業委員会事務局 | なし |

（市民文化部の分掌事務）

- （1） 地域活動の振興に関する事。
- （2） 公民協働に関する事。
- （3） 産業振興及び労働に関する事。
- （4） 消費生活に関する事。
- （5） 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。
- （6） 国民年金に関する事。
- （7） 人権及び同和問題並びに男女共同参画に関する事。
- （8） 広聴に関する事。
- （9） 生涯学習に関する事。
- （10） 青少年に関する事。
- （11） 文化（文化財の保護に関する事を含む。）及び芸術の推進に関する事。
- （12） スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

Ⅲ. 監査の着眼点

監査にあたっては、令和3年度の歳入歳出予算及び事務事業を対象とした。

その中でも、主に各種事務事業の財務手続きから生じるリスクに着目し、事務の執行が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

Ⅳ. 監査の主な実施内容

定期監査は、門真市監査基準に基づき実施した。

また、提出された関係資料の点検や担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

Ⅴ. 監査の実施場所及び日程

実施場所 門真市役所別館3階 第3会議室

日 程 予備監査 令和4年8月22日から同年9月30日まで

本監査日 令和4年10月26日

Ⅵ. 各課への主な質問事項・監査委員の意見

[地域政策課]

問1 門真市自治会館等整備補助金交付要綱の第2条第1項においては、「補助金の交付期間は、令和3年度限りとする」と規定されており、交付期間が単年度となっている。そのため毎年要綱改正が必要となり、事務上煩雑になっているであろうことが推察されるが、毎年の見直しを実施する中で、直近3年間で補助額に大きな変動があったり、毎年見直しを実施しないと補助に影響が出るというような事象はあったか。

また、補助金の交付期間を複数年度とすることについて、検討できないか。

答 門真市自治会館等整備補助金交付要綱における補助金の交付期間はこれまで複数年度としており、特に問題はなかったが、他の補助金要綱が令和3年度までの交付期間となっており、見直しのタイミングを統一させるため、今回交付期間を単年度とした。

よって、令和4年度の見直しでは、他の要綱と同様交付期間を複数年度としている。

<監査委員の意見>

引き続き、適正な補助金の事務執行に努められたい。

[消費生活センター]

問1 門真市環境にやさしい安全・安心な生活普及活動事業補助金の要綱第3条においては、「補助額は、当該事業に要する事業費に2分の1を乗じて得た額とする（当該額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て。）」と規定されている。令和2年度の決算書を確認したところ、対象経費の支出額は65万7,427円となっており、2分の1を乗じてから端数処理をすると32万8,000円となる。しかし、決算報告書における収入の交付補助金額は25万円となっており、要綱に規定された内容と相違があるが、補助金の積算方法はどうか。

答 対象経費の支出額は65万7,427円となっており、2分の1を乗じて端数処理をすると32万8,000円となるが、「門真市環境にやさしい安全・安心な生活普及活動事業補助金」の予算配当額が25万円であるため、運用上、交付上限額を25万円として交付している。

なお、要綱と運用上の乖離を是正するため、令和4年4月1日付けで「門真市環境にやさしい安全・安心な生活普及活動事業補助金交付要綱」第1条「予算の定める範囲内で門真市環境にやさしい安全・安心な生活普及活動事業補助金を交付する」と改正している。

<監査委員の意見>

この要綱よりも上位である補助金等交付規則においては、「予算の範囲内で」と規定されていることから、他課の補助金交付要綱にも同様の文言が規定されている。

本要綱についても、令和4年4月1日付けで予算の定める範囲内で交付する旨の改正がなされているが、庁内でのバランスや補助金の交付における誤解を招かないよう、今後においても適切な対応に努められたい。

問2 消費生活センター清掃業務委託の仕様書においては、業務実施計画書を初めとした参考例様式1～5について、受注者から報告を受けることとなっているが、参考例様式2の清掃等委託業務実施体制図及び参考例様式3の業務責任者の従事経歴書がフォルダ内に保管されていなかった。これらの提出の有無と保管状況はどうか。

答 参考例様式2の清掃等委託業務実施体制図については、受注者からデータにて

提出があったが、收受処理ができていなかった。

また、参考例様式3の業務責任者の従事経歴書については、未提出であった。
今後は、提出漏れ、收受漏れがないようチェックシートを作成し、留意していく。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

[南部市民センター]

問1 受注者より毎月提出を受ける必要のある機械警備に係る委託業務完了届出の5月分・9月分がフォルダ内になかったが、提出は受けているか。

答 完了届については、受注者より毎月提出を受けている。9月の完了届は令和2年度フォルダーに紛れていた。

5月の完了届は、提出を受けているはずだが、書類が見当たらなかった。
今後は適正なファイル管理に努めていく。

＜監査委員の意見＞

適正な事務執行に努められたい。

[人権市民相談課]

問1 財団法人アジア・太平洋人権情報センターの出捐額については、平成21年度より大阪府・大阪市・堺市からの管理運営補助金収入が全額廃止となったことで、基本財源の取り崩しを行っているようだが、直近の出捐額等を示す書類がフォルダ内に保管されていない。それらの保管方法や同センター事業との連携状況はどうなっているか。

また、今後も基本財源の取り崩しが続いた場合、新たな出捐額等を追加するなどの想定をしているのか。

答 財団法人アジア・太平洋人権情報センターの出捐額については、平成24年6月8日付けにて出捐額等を示す書類が送付されたのを最後に、これ以降、団体のホームページにて出捐金案分額の確認を依頼されている。

このことから、これ以降、本市会計が毎年実施している「私有財産の現在高」の照会への回答については、ホームページから出力を行い、本市の出捐額を確認し、回答を行っていたが、その際、資料については「財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）財産」のフォルダではなく、「庁内文書関係（照会・

回答)」に保管していた。

今後に関しては、毎年10月に当該団体から公表される出捐額について出力を行い、「財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）財産」フォルダに保管していく。

なお、現在、当該団体と本市との主だった事業連携はないが、当該法人の推進事業は人権啓発を行う上で必要であると考えている。

また、出捐金を追加することについては、財政状況から難しいと考えており、今後、府内各市の動きを注視していく。

<監査委員の意見>

出捐金に必要な資料を保管するとともに、今後の同事業の財源について把握するよう努められたい。

問2 総合相談事業のうち、人権相談、門真市女性サポートステーション相談事業及び就労支援の事業概要は。

また、年間相談各件数及び複数回相談者と単発相談の割合は。

答 総合相談事業における事業概要としては、様々な人権課題を抱える市民に対し、相談事業等を通じて適切な助言等を行うことにより、それぞれの課題の解決を図る「人権相談」と、女性が新しい社会づくりの主体として活躍推進できるよう支援するための拠点となる女性サポートステーションWESSにおいて、女性が抱える様々な悩みや問題を解決するための「女性のための相談」や、求職中の女性に対し、仕事探しの方法や面接の受け方等「就労に関する相談」などを「門真市女性サポートステーション相談事業」として行っており、様々な相談業務を行っている。

また、就労支援における事業概要としては、人権市民相談課内に地域就労支援センターを設置し、働く意欲がありながら就職が困難な人に対し、就労につなげるための相談等の支援を実施するものである。

なお、令和3年度の各相談件数に関しては、人権相談の件数341件、うち現時点で2回目の相談に来られていない件数36件（10.6%）。女性サポートステーション相談事業の女性相談の件数264件、うち現時点で2回目の相談に来られていない件数81件（30.7%）。就労相談の件数185件、うち現時点で2回目の相談に来られていない件数36件（19.5%）。就労支援の件数77件、複数回相談者と単発相談の割合については、80.95%対19.05%である。

<監査委員の意見>

複数回相談者の割合が高い状況であることから、引き続き相談内容の充実に努められたい。

問3 門真市女性サポートステーション受付及び相談業務等及びかどまママ就活サポート委託契約の契約書に収入印紙が貼られていないが、収入印紙が不要かどうかを税務署等に確認したか。

答 受託者が所管税務署に平成29年に収入印紙が必要か否かの確認を行い、印紙不要との確認報告を受けている。

＜監査委員の意見＞

受託者に確認するなど、適正な事務執行が図られている。

引き続き、受託者を通じて所管税務署に必要な可否を確認するように努められたい。

[生涯学習課]

問1-1 (仮称)門真市生涯学習複合施設基本設計業務委託事業者選定委員会の開催通知の原本がフォルダ内に保管されていたが、選定委員に通知しているか。

答 開催通知は、全委員に通知している。保管している原本については、市職員が委員となっているもので、市職員に通知した後に、職員分であることから事務局にて保管していたものである。

問1-2 市職員であっても、委員となっている限りは他の委員と同様に開催通知の原本を渡すべきではないか。

答 今後は、市職員であっても原本を渡すよう努める。

＜監査委員の意見＞

今後は全選定委員に原本を渡すなど、適正な事務執行に努められたい。

問2 スポーツ推進委員に口座及びマイナンバーの提供を依頼しているが、回答書類の一部しか保管されていなかった。これらの保管方法についてはどうなっているか。

答 スポーツ推進委員報酬については、委員個人が事業に参加されることで報酬が発生する仕組みである。支払いに必要な情報を得るためにあらかじめ、令和3年度

からの新任委員（4人）へ依頼をかけたが、実際に事業に参加された1名の委員のみから回答を受け、残り3人の新任委員からの回答は不要となった。提出のあった1名の委員の個人番号の提供書と身元確認書類に関しては、会計課提出済みである。

<監査委員の意見>

個人の情報管理について、令和3年度以前の同委員の口座情報についても保管されていると思うが、単年度ごとの保管ではなく一元的な保管方法を検討するなど、事務改善に努められたい。

[図書館]

問1-1 ガス使用料について確認したところ、令和3年5月分は8,247円となっているが、令和4年3月分は37万846円となっており、金額に開きがある。
夏以降金額が増加しているが、エアコン以外に使用していることがあるのか。

答 エアコン等の費用以外については、給湯器等に用いているものの、99.9%の使用量をエアコンが占めている。

月額ガス使用料については、季節ごとに異なるものの、令和3年4月25日から6月20日まで臨時休館しており、例年より変動が大きくなっている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年5月は5万296円であった。

問1-2 令和4年3月分のガス料金が約37万円と異常に高くなっているが、例年これぐらいかかっているのか。

答 平成30年3月分のガス料金は約23万円で、その年の平均気温によって変動がある。

<監査委員の意見>

ガス料金の変動については、その年の平均気温によるものであるとの回答を受けたが、気温変動による要因で使用量が増減し、その値が妥当であると結論づけるには根拠が乏しいと判断した。

請求書どおりに支払いをしているから問題はないとの意識ではなく、使用量や請求額に常に意識を持ち、例年の使用量等と比して異常値（額）があった場合には、消し忘れ等の人為的な過失やエアコンの不具合等はなかったのかを調査及び確認する姿勢を持ち、適正な事務執行に努められたい。

問 2 - 1 電子書籍用書誌データ使用契約の当初契約案では、予算額に近い380万4,500円で契約起案を作成していたことが起案文書からうかがえる。しかし、実際契約されたものは、電子書籍用書誌データ使用契約は1件当たり104.5円、契約金額10万4,500円、電子コンテンツ使用契約の契約金額は78万9,281円となっており、当初契約案や予算と大きく乖離しているが、これらの経緯と原因は。

答 当初契約案、380万4,500円は約1,000点相当の「電子書籍コンテンツ使用料」と「電子書籍用書誌データ使用料」であり、約1,000点相当分を一括して契約締結を進めていたが、契約担当課から指摘があり、それぞれの使用料について別々に契約することとした。

「電子書籍コンテンツ使用料」についてはコンテンツごとに使用料が異なるため、購入するたびに伝票処理し、「電子書籍用書誌データ使用料」については、金額が一律のため単価契約によることとしたものである。

また、当初予算との乖離について、当該予算額は約1,000点相当、78万9,281円は129点のそれぞれコンテンツ使用料の差額であるものの、代金30万円以下は、契約書を省略していることから、令和3年度は計868点、380万4,925円を購入しており、ほぼ予算全額を執行している。

問 2 - 2 電子書籍用書誌データ使用契約の契約日と電子コンテンツ使用契約の契約日が異なる理由と、この2つの契約の関連性は。

答 「電子書籍用書誌データ使用契約」は金額一律のため、事前に年度当初に契約しており、「電子書籍コンテンツ使用契約」はコンテンツごとに金額が異なるため、選書後に随時購入する日が契約日となるためである。

また、2つの契約の関連性については、一方の契約だけでは電子書籍を利用することができないものである。

＜監査委員の意見＞

契約について、当初予算要求時点の見積段階で実施に必要な内容を十分に検討した上で予算要求を行うとともに、契約に至る経緯等を残すなど、適切な事務執行に努められたい。

問 3 法情報データベース年間使用料契約の契約書に収入印紙が貼られていないが、収入印紙が不要かどうかを税務署に確認しているか。

答 収入印紙については、受注者が顧問税理士に確認したところ、添付不要との見解であった。また、本市契約担当課にも確認の上、不要としたものである。

<監査委員の意見>

受注者の意見のみならず、所轄税務署に確認するなど、適正な事務執行を図ら
たい。

※その他の掲載していない各課への質問事項については、担当課からの説明を了
した。

VII. 監査の結果（総括）

監査の結果、歳入歳出予算及び事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、起案文書における決裁漏れや合議漏れ、決裁日・施
行日の消せるインクボールペンや鉛筆書き、申請書等の日付漏れなどが散見されると
ともに、文書の管理方法についても一定の改善・修正を要する事項が見受けられた。

当監査で指摘した事項は、監査対象部局だけの問題ではないことから、市全体で共
有し、適切な事務処理及び持続可能で効率的・効果的な行財政運営の実現に向け、取
り組まれたい。